

陳 情 文 書 表

平 2 3 陳 情 第 2 2 号	平成 2 3 年 1 1 月 1 4 日 受 理
件 名	住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める陳情
陳 情 者	横浜市中区北仲通 5 - 5 7 ㊦ 横浜第二合同庁舎 1 5 階 神奈川労働局内㊦ 公のあり方を問い、福祉国家を考える神奈川実行委員会㊦ 代表者 水谷 正人
陳 情 の 原 文	
<p>陳情趣旨</p> <p>東日本大震災は、かつて経験したことがない甚大な被害をもたらしました。今、被災者の救援や原子力発電所の事故対策、被災地の復旧・復興に向けた取り組みが懸命に進められ、支援は全国各地に広がっています。そうした中、国や地方自治体の職員は大震災発生直後から懸命の救援活動にあたり、燃料確保やインフラ復旧、物流の復活、医療活動などを通じて被災者の生命を支えています。今回の大震災では、各地域において国や地方自治体が果たすべき責任と役割、公務・公共サービスの重要性が改めて明らかになりました。</p> <p>国の機関では大震災からの復旧・復興に当たり、被災地への応援派遣をはじめ、全ての地方出先機関が本省と一体となって役割を發揮しています。</p> <p>しかし、政府は、「地域主権改革」を声高に主張し、4月28日には「地域主権改革第1次一括関連3法案」を、8月26日に「第2次一括法案」を成立しました。</p> <p>これらの法律は、国が定める施設等の最低基準などを緩和や廃止し地方自治体に委ねるとし、先に権限移譲ありきとされ、権限移譲に伴い自治体に覆いかぶさる膨大な事務量への対処や人員問題は明確にされず、財源問題については市町村負担としています。</p> <p>「法令による義務付け・枠付け」の見直しと、都道府県から市町村への権限移譲に関しては、関係省令の改定を進め、来年4月から施行するとしています。</p> <p>また、昨年12月に閣議決定した「アクション・プラン」に基づき、来年の通常国会に国の出先機関を原則廃止する法案を提出するとしています。独立行政法人についても、昨年12月に閣議決定した「基本方針」で削減・廃止を前</p>	

提の見直しを画策しています。さらには、大震災からの復興を機に、財界自らが「究極の構造改革」と称する道州制導入や広域合併を推進しようとしています。

東海地震や東南海・南海地震の発生が現実視され、東北地方太平洋沖地震の発生により、今後の地震活動が活発化する危険性も指摘される中で国に求められることは、防災対策などで地方自治体と一体となって住民の生命を守り、安心・安全を確保する責任と役割を発揮することです。

国の出先機関の廃止をはじめとする「地域主権改革」や独立行政法人の廃止は、地域において国が果たすべき責任と役割をあいまいにするもので、政府の使命に反するとともに国民的要求にも背くものです。復興対策を強力に推進する上でも、否定的な影響をもたらすと言わなければなりません。

私たちは、権限移譲等により、市町村では「財源・人員・専門性」の維持の困難性から、実施責任が負えず、民営化や民間委託の拡大につながるのではと危惧しています。

つきましては、以下の項目について、国に対して要請していただくとともに、既に法定移譲が定められた権限（事務）においては、住民のくらし、福祉、自治の発展につながる審議をお願いいたします。

陳情事項

- 1 国が進める「地域主権改革」を見直し、ナショナルミニマムを確立させ、地域間格差を解消し、地域を振興発展させるため、公務・公共サービス体制と機能を充実すること。
- 2 「地域主権改革」により、憲法第25条に保障された公務・公共サービスの低下を招くことがないようにすること。
- 3 防災対策など住民の安心・安全を確保するために必要な、国の出先機関の体制・機能の充実を図り、国の出先機関等を原則廃止する「アクション・プラン」を見直し、国と地方が協力して住民の安心・安全を確保する観点から、国と地方の責任と役割を再検討すること。